



第1111號

昭和十四年十月一日第一種郵便認可  
昭和十四年二月二十日發行 (毎週一回水曜日發行)

五錢

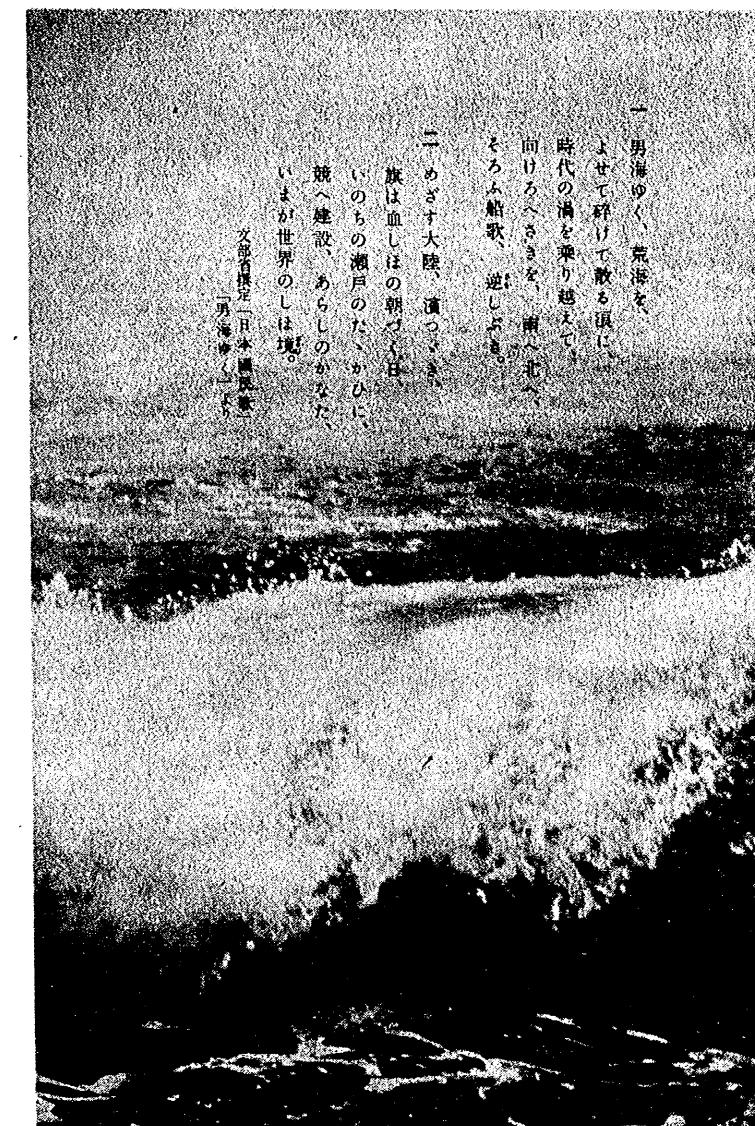
輯編部幸報情閣大

# 報週

一月十一日號

增稅法案の全貌  
馬政國策  
海南島攻略の反響

露光量違いにより重複撮影



一 男海ゆく荒海を  
よせて碎けて散る浪に  
時代の潮を乗り越えて  
向ひろへさゝを、南へ北へ  
そろふ船歌 逆しらき

二 めざす大陸、頂つゝを  
旗は血しほの朝づくは  
いのちの潮戸のた、かひに  
競へ建設、あらしのかなた  
いまが世界のしほ場。

文部省圖書局  
男海ゆく

週

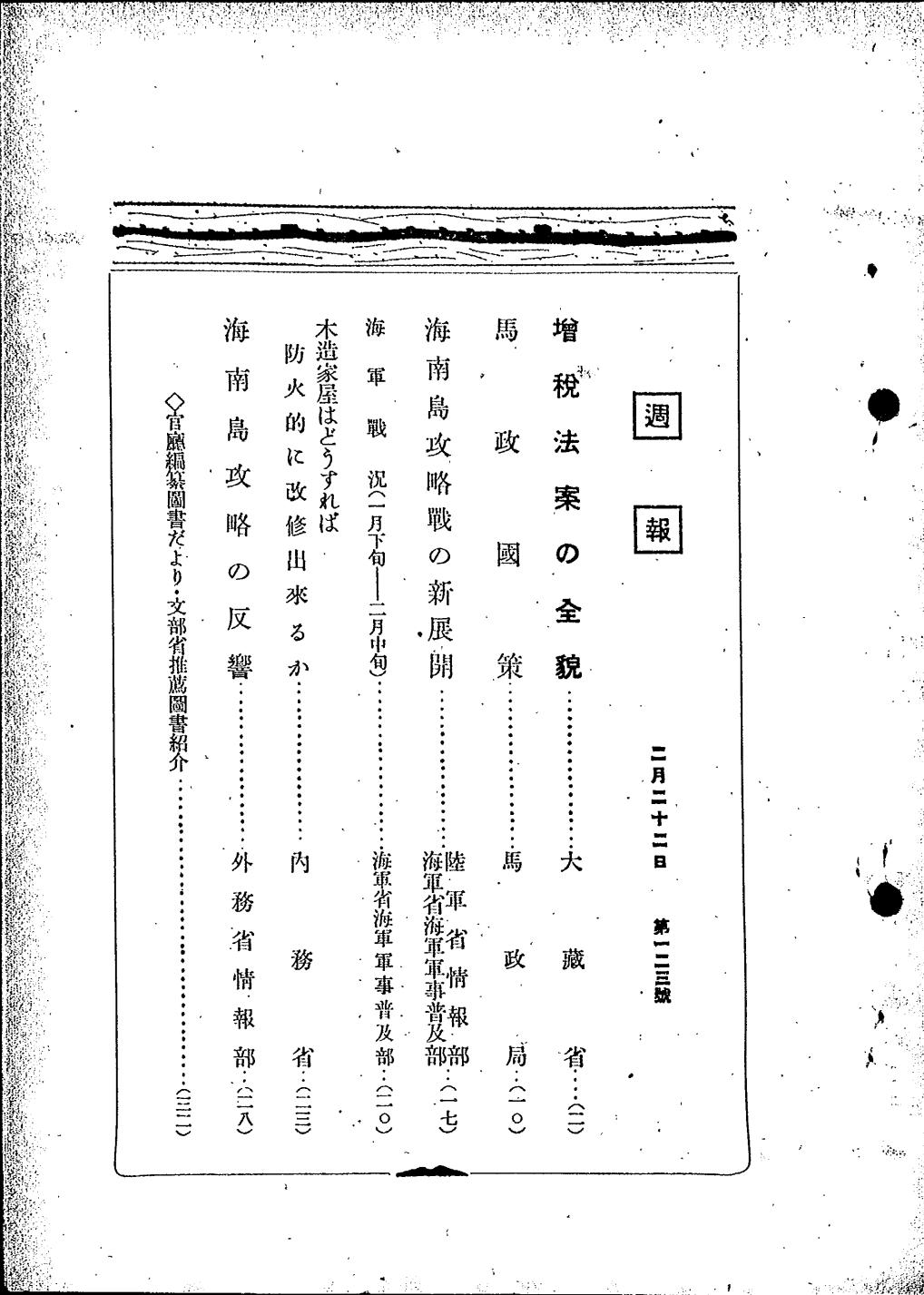
報

二月二十二日

第二三三號

- 増 稅 法 案 の 全 貌 ..... 大 藏 省  
馬 政 国 策 ..... 馬 政 局  
海南島攻略戦の新展開 ..... 海軍省海軍軍事情報部  
海 軍 戰 楊 (二月上旬) ..... 海軍省海軍軍事情報部  
本造空母はとうずれば  
防 火 的 に 改 修 出 来 る か ..... 内 务 省  
海 南 島 攻 略 の 反 哉 ..... 外 务 省 情 報 部  
◇官憲編纂圖書より・文部省圖書萬冊目録

露光量違いにより重複撮影



増税法案の全貌	大藏省	(1)
馬政國策	馬政局	(10)
海南島攻略戦の新展開	陸軍省情報部	(17)
海南島戦況(二月下旬—二月中旬)	海軍省海軍軍事普及部	(110)
木造家屋はどうすれば 防火的に改修出来るか	内務省	(13)
海南島攻略の反響	外務省情報部	(28)

◇官廳編纂圖書より・文部省推薦圖書紹介

# 増 稅 法 案 の 全 貌

大 藏 省

## 増 稅 の 趣 旨

支那事變に關する軍事費は、臨時軍事費特別會計豫算に計上されてゐるが、既に第七十一回、第七十二回及び第七十三回帝國議會の協賛を経た臨時軍事費の總額は七十三億九千餘萬圓の巨額に上つてゐる。この軍事費の大部分は公債に依つて支辨せられたのであるが、その一部は銃後國民に於てその分に應じ租稅を以て負擔して來たのである。而して今や事變は長期建設の段階に入り、前途は尙ほ多事多難であるといはねばならない。從つて昭和十四年度に於ける臨時軍事費についても相當多額の追加豫算案提出の必要ありと認められるのであるが、我が國財政の現狀に顧みれば、軍事費の財源の一部はこれを増稅に求めるを適當と認められるのである。

併しながら、近年數次の増稅に依つて、國民の負擔は相當増加した直後でもあり、又事變は既に長期建設の段階に入つたとはいへ、各種經濟諸事情は今尙ほ相當の變動を受けつゝあつて、未だ落ちつかないものがあるので、この際更に重ねて一般的な増稅を行ふことはいさゝか考慮をするものありと認められる。そこでこの際としては、現下時局の好影響を受け利益の増加しつゝある產業に對する負擔の増加を圖り、以て其の増益の一部を納付せしめると共に、不急消費の節約または抑制に資する趣旨の下に、臨時利得稅、物品稅等を中心とする稅法の改正に依り若干の増稅を行ふこととし、これに因る增收を臨時軍事費特別會計に繰入れることとした次第である。

## 增 稅 案 の 概 要

尙ほこれと共に現下緊要なる產業の振興、生産力の擴充等に資する意味で、租稅上適當なる措置を講ずることとしたのである。

次に増稅案の概要並びに生産力擴充等に關する租稅上の措置の概要を説明することとする。

增 稅 案 は 前述の如く現下時局の好影響を受けて利益の増加しつゝある產業に對する負擔を増加すると共に、消費の節約に資する趣旨に依り、臨時利得稅、物品稅を中心として増徵する方針をとつたのであつて、その内容は、臨時利得稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、砂糖消費稅、清涼飲料稅及び印紙稅を増徵し、物品稅につきその課稅範圍の擴張と増徵を爲すと共に、新たに建築稅及び遊興飲食稅を設けることとしたのである。以下これ等各稅の法案についてその概要を説明するが、先づ増稅案に依る初年度たる昭和十四年度の各稅別の增收額を示せば次の通りである。

臨時利得稅の增加	約	八千百萬圓
利益配當稅の增加	〃	八百萬圓
公債及社債利子稅の增加	〃	五十萬圓
砂糖消費稅の增加	〃	九百六十萬圓
清涼飲料稅の增加	〃	二百萬圓

以上合計約一億八千七百萬圓の增收となる見込みである。なほ、平年度に於ては合計約二億圓の增收となる見込みである。

### 一、臨時利得税

臨時利得税については、昭和十一年前三ヶ年間を基準年度とする乙種利得の増徴に主眼を置き、昭和六年前三年間を基準年度とする甲種利得については輕微なる引上とされたのである。即ち法人については、甲種利得に対する現行税率百分の十七・二五を百分の二十に引上げ、乙種利得に對する現行税率百分の三十を百分の四十に引上げ、資本金十萬圓以下の小法人に對する乙種利得の現行税率百分の二十五を百分の三十に引上げた。個人については甲種利得に對する現行税率百分の十一・五を百分の十二に引上げ、乙種利得に對する現行税率百分の二十を百分の二十五に引上げることとした。尙ほ昭和十一年一月以降に於ける法人の増加資本については、最近に於ける事蹟に顧み、新設法人の資本と課税上差別するのは適當に非ずと認められるので、これが平均利益の計算方法を改め、新設法人の場合と同じくその増加資本金額につき甲種利得に在つては年百分の七、乙種利得に在つては年百分の十の割合を以て算出したる金額を以てその平均利益とすることとした。

又事變後船舶及び鐵業権等の譲渡に因つて相當利得を收めつゝある個人が少くないので、新たにこれに因る個人の譲渡利得に對しても課稅することとしたのである。その課稅方法は前年中に於ける船舶または鐵業権等の譲渡に因る總收入金額より取得價額（但し昭和十一年十二月三十一日以前に取得したるものについては、同日に於ける時價に依る）、設備費、改良費及び譲渡に關する必要的経費を控除したる金額を譲渡利得として課稅し、その稅率は個人の乙種利得に對する稅率と同様百分の二十五とした。

### 二、利益配當稅

利益配當稅は、現在、配當金中配當率年七分を超える金額に對して百分の十の稅率を以て課稅してゐるのであるが、比較的高率の配當金については多少引上の餘地があると認められるので、配當金中配當率年一割を超える

金額に對しては稅率を百分の十五に改めることとした。

### 三、公債及社債利子稅

公債及社債利子稅についても利益配當稅の稅率引上に併行して増徴する爲めに、現行税率百分の十を百分の十五に引上げることとした。

### 四、砂糖消費稅

砂糖消費稅については、稅額に付き約一割の增收を來たすやう砂糖の各種別間の權衡に留意しつゝ、その稅率を百斤に付き五十錢乃至七十錢引上げることとした。

### 五、清涼飲料稅

清涼飲料稅については、最近數回の増稅に際して増徴を行はなかつた關係もあるので、第一種即ち玉ラムネ罐詰のもの一石に付き現行七圓を八圓五十錢に引上げ、第二種即ちサイダー、シドロン等一石に付き現行十圓を十五圓に引上げ、第三種即ち罐詰以外のものについては炭酸瓦斯使用量一升に付き現行三圓を四圓五十錢に引上げることとした。

### 六、印紙稅

印紙稅については物品切手（商品切手）に對する現行税率三錢を左の階級定額稅率に改め相當程度の増徴を行ふこととした。

記載金高三圓以下のもの	三 錢	同	二十圓以下のもの	六十一錢
同	五圓以下のもの	十 錢	三十圓以下のもの	九十一錢
同	十圓以下のもの	三十 錢	五十圓以下のもの	一圓五十錢

同百圓以下のもの	三回	記載金高なきもの	三	錢
同百圓を超ゆるもの	百圓又は其の端數毎に三			

なほ記載金高一圓未滿の物品切手は現在非課稅となつてゐるが、この點については何ら變更がない。

**七 物 品 稅**  
物品稅について、比較的負擔力ありと認められまたはこの際不急と認められる消費に課稅する趣旨に依り、第一種または第二種の物品の課稅範圍を相當程度擴張して、比較的高級の織物及び織物製品、文房具、玩具、果物、嗜好飲料、茶、珈琲、ココア等を課稅物品として追加すると共に、現在乙類に屬する課稅物品(これ等物品に対する稅率百分の十)のうち、毛皮または毛皮製品、羽毛製品、化粧品等數種のものを甲類に屬せしめ、百分の十五の稅率を以て課稅することとした。而して第三種としては、新たに飴、葡萄糖及び麥芽糖に對し百斤に付き二圓の稅率を以て課稅することとした。尚ほ果實酒(酒精及酒精含有飲料に對する稅率一石に付き現行五圓を十圓に、酒精及び酒精含有飲料に對する稅率一石に付き現行七圓を十四圓に、葡萄酒に對する稅率一石に付き現行十圓を十五圓に引上げ)、尚ほ果實酒(酒精及酒精含有飲料稅法第三條の三に規定するもの)に對し葡萄酒と同様一石に付き十五圓の稅率を以て課稅することとした。

### 八 建 築 稅

建築稅は一定價額以上の住家、料理店等を建築した者に、この種の建築の抑制に資する意味をも含めて課稅せんとする趣旨で、今回新たに設けることとしたものであつて、その課稅方法は、建築價額一萬圓以上の(イ)住居の用に供する家屋、(ロ)料理店業、席貸業、その他これに類する營業の用に供する家屋、(ハ)演劇、活動寫真、演藝または觀物の開催の用に供する家屋を建築した者に、家屋(附屬工作物を含む)一構毎にその建築價額を標準とし、

建築價額より五千圓を控除した残額に對し百分の十の稅率を以て課稅せんとするものである。

### 九 遊 興 飲 食 稅

尙ほ今回新たに創設せられる遊興飲食稅は、料理店、貸席、旅館等に於ける一人一回五圓以上の遊興飲食に對し(藝妓等の花代に對しては五圓未滿の場合と雖も課稅せられる)遊興飲食料金のうち藝妓の花代については百分の二十、その他の料金については百分の十の稅率を以て課稅することとした。尙ほ遊興飲食稅の創設と共に、從來地方稅として課稅してゐた遊興稅は、これを廢止することとし、これに因つて生ずる地方團體の歲入缺陷に對しては國庫より相當額を補給することとなるであらう。

### 一 生産力擴充等に關する租稅上の措置の概要

生産力擴充、產業振興等に資する爲め、法人の留保所得の輕課、重要物產製造業に對する免稅範圍の擴張、補助金及び研究費に對する課稅の輕減、特別減價償却の認容等租稅上の措置を講することとしたのである。次にその要點を説明することとする。

#### 一 留保所得に對する課稅の輕減

法人的利益についてはこの際なるべくその留保を多額ならしめることが適當と認められるので、法人の所得中留保した金額に付き一定の條件の下に所得稅輕減の途をひらくこととしたのである。その一定の條件は、大體次の通りである。

(イ) 法人の所得總額に對する留保金額の割合が高率となるに従ひ所得稅の最高課稅限度を引下げる仕組とし負擔の緩和を圖ることとした。

(ロ) 法人の留保所得が所得總額の四割を超過する場合に於てその超過留保額を以て時局に緊要な事業設備の擴

張資金に充當し、または政府の指定する證券を購入する等、一定の條件に基づいてその留保金に相當する資産を運用したときは、その運用金額に對する普通所得稅の二割を輕減することとした。但し運用の條件を具備せざるに至つたときは、既に輕減した稅金の追徴を行ふこととなる。

## 二 重要物產製造業に對する免稅範圍の擴張

時局に緊要なる重要物產の製造業については、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、自動車製造事業法、硫酸アンモニア製造事業法等の各事業法に依つてそれ／＼適當なる免稅の特典を與へることになつてゐる外、所得稅法及び營業收益稅法に於ても、各種の重要な物產の製造業につき、開業の年及びその翌年より三年間稅金を免除する規定を設けてゐるのであるが、現下の狀勢に鑑み我が國重要產業の確立を期する爲め、更に免稅事業の範圍を擴張すると共に、從前よりこれ等免稅物產の製造業を爲してゐた者が、從前の製造設備を増設した場合でも、その増設した設備による製造業務に對し免稅期間の更新を認めるとか、或ひは新規な製造方法に依る製造を開始しましたは其の開始した新規の製造方法による設備を更に増設した場合にもこれを免稅し得る途をひらくこととしたのである。

## 三 補助金、研究費等に對する課稅上の特例

補助金の中には時局に緊要なる生産力の擴充、產業の振興等に資する目的を以て國庫より交付せられるものが少くないので、これ等の補助金にして政府の指定するものについては、所得稅、營業收益稅及び臨時利得稅の課稅標準の計算上、それを法人の益金(個人營業の場合は收入金)として計算しないと云ふ特例を設けることとしたのである。又生産力の擴充、產業振興等に資する爲めにはこの際充分なる工業上の工夫、研究を爲さしめることが適當と認められるので、時局に緊要なる事業に關して、各種の研究的支出を爲したときは、たとひ其の支出が資

本的な支出であつても所得稅、營業收益稅及び臨時利得稅の課稅標準の計算上その支出を損金又は経費として控除することとしたのである。

## 四 時局產業固定資產に對する減價償却の特例

時局に緊要な事業については、最近その固定資産の減價償却を去年年數を相當程度短縮して、その實情に適應するやうに改訂して來たのであるが、尙ほこの際なるべく固定資産の減價償却を多額ならしめ、以て企業の基礎を強固にしつゝ生産力の擴充に努めしめる趣旨に依り、更に其の償却を容易ならしめる措置を講じたのである。即ち時局に緊要なる事業の用に供する家屋(工場用以外の建物を除く)、機械、設備及び船舶にして、今後的新設または進水に係るものに對しては、その價額の三分の一に相當する金額につき取得後三年間に特別の均等償却を爲し、残餘の價額につき普通的償却を爲し得ることとしたのである。

## 五 織物消費稅の非課稅範圍擴張

織物に關しては綿絲、混用綿絲に對する生産配給統制強化の實情に鑑み、織物消費稅法第一條に規定せられてゐる非課稅織物(綿織物、綿麻交織物等)につき、これ等の絲の代用としてステー・ブル・ファイバーを用ひた絲を使用することを認めんとするのである。

## 六 耕地の交換に對する登錄稅免除

農村勞力の減少に伴ひ農業生産力の維持増進を圖ることは刻下の急務とするところであるが、農業作業を改善し、勞力の節約を爲す爲め、耕地の交換を行ふことは緊要なることと認められるので、この際これを容易ならしめる目的で、一定の條件を具へた交換を爲した場合に、土地の所有權若しくは永小作權の取得の登記及び交換の爲めにする所有權の保存の登記に對し、登錄稅を免除することとしたのである。

# 馬政國策

馬政局

はしがき

支那事變が擴大し、我が國未會有の多數の馬が出征した。軍馬は忠勇な將兵と共に險難な地形、不良な天候の下に、困苦を忍び飢渴に苦ししながら、晝夜を分たず不斷の活躍を續けてゐるのである。皇軍の輝かしい戰勝のかげには、默々として活躍してゐる多數の軍馬のあることを忘れてはならない。

特に、自動車や砲車が通らない峻険な山地で、道なき道を跋涉しつゝ進撃する皇軍にとつて、敵を壓倒殲滅する唯一の武器は、馬の背を利用する山砲・機關銃等である。軍の機械化と共に軍馬の重要さが漸減する所を考慮へるものもあるやうだが、今次事變の體験によれば、軍馬は作戦上實に重大な役割を演ずるものである。

今回、事變に依る貴重な經驗に鑑み、日滿に亘る馬政國策を決定し、また從來の馬政第二次計畫を改變し新たに内地馬政計畫を樹立したので、この兩者について一應説明して置き度いと思ふ。

日滿に亘る馬政國策

支那事變の經驗と現在の國際情勢によつて、大陸に於ける軍馬資源培養の必要は益々緊要となつて來た。ところが、内外地溝洲等に於ける馬資源の現状からすれば、從來の馬政計畫では到底急速に軍の需要を充たすことが出来ないのみか、銃後產業の確實を期することもまた困難である。

世の中には溝洲馬が内地馬より優れてゐると考へてゐる人もあるやうだが、事實は全くこれに反する。内地馬も今後尚ほ資質の向上改善を圖る必要があることは勿論である。

且つ外地及び溝洲國に於ける軍馬資源の培養並びに改良の促進に積極的援助を與へること。

二、外地に於ては速かに軍所要馬數を整備するのを主眼とし、さしあたり内地馬を移植し、且つ漸次現地に於ける生産に依り馬資源の充實を計ること。

三、溝洲に於ては軍所要の有能小格馬の供給を潤澤ならしめるのを主眼とし、優良な溝洲產並びに日本產輸馬によつて改良を急ぐ外、銳意馬の増産に努め、できるだけ多數の有能日本產馬を移民地其の他所要の地方に輸入し馬の増加を圖ること。

大陸方面の馬の資質が以上のやうであるから、軍の需要を充たすと共に銃後產業維持の確實を期するには、内地の優秀な馬生産技術と種馬資源とで外地と溝洲に積極的援助を與へ、内地生産馬の一部を必要な地方に移し分布の調整を圖るなど、内地、外地、溝洲等を打つて一丸とした馬政國策を確立することが緊急の要務である。そこで昨年七月十二日、「日溝に亘る馬政國策」を閣議で決定したのである。

「日溝に亘る馬政國策」により各地に與へられた使命の要綱は次の通りである。

一、内地に於ては軍所要の有能馬、特に戰列部隊所要の有能馬を供給するのを主眼とし、銳意國內保有馬の資質向上を圖ると共に、生産力を擴充して國內保有馬の維持に努め、

底充實及び馬生産力の擴充を目的としてゐる。  
なほこの計畫には期限を附していないが、これは計畫の  
内容が時勢の變遷、實施の成績に應じて變更を要するた  
めで、前計畫の期間である昭和十四年度から昭和二十年  
度までの七年間にさしあたり實施を要する事項の實施要  
綱を定めてゐるのである。

良方針、地域的役種別產馬方針の四部門からなつて居り、その概要は左の通りである。

## 一 内地に保有すべき軍用適齡馬

從來通り百五十萬頭の維持に努める。更に外地及び満洲の軍馬資源培養と改良促進に積極的援助を與へる爲め必要な内地馬の増産を圖る。内地に保有すべき軍用適齡馬、即ち五歳以上十七歳以下の馬は少くとも百萬頭を要する。

## 二 内地保有馬の資質向上

内地保有馬の資質を向上させねばならぬことは、今次事變によつて痛切に感じさせられた。從來の馬政では、生産に重點を置いたが、事變の體験によつて、生産後に於

内外の情勢は日露戦役當時と異り、國外から多數の馬匹を輸入することが不可能なので、あく迄も現存國內資源によつて事變を終始することが絶對的に必要である。そこで、取敢へず昭和十二年度末から軍用候補馬鍛錬會を組織させ、微發されさうな馬を取りいで鍛錬し、併せて衛生及び護蹄の施設を行はせた。

この施設は、全國諸々浦々に至る迄熱烈な國民の協力

の下に極めて真摯に實施され、刮目すべき成績を收めつゝある。徵發前に鍛錬、馴致を加へられた馬は鍛錬を受けなかつたものに比し、軍馬としての成績に格段の差異があるだけではなく、他商産業用馬としても一段と能力を昂め生産力維持に貢獻してゐる。しかも馬が強健となつたため、減耗を防止して徵發による馬不足を補ふ等、その效果は實にてきめんであつた。この應急處置を本計畫では恒久的なものとし、その手段方法と適用の範圍の整備擴張を期した。

内地保有馬の資質向上に關する施設の概要是、牧野の擴大整備を圖ること、衛生に關し徹底せる施設を講じ、飼養管理の改善上必要な諸施設を充實すること、鍛錬に

特に必要とする馬とその後繼となる幼駒については、特に施設の充實を期し、新たに「軍馬資源保護法」を制定して軍用保護馬の制度を設け、これを飼養してゐる者に相當の飼養補助金を交付し、その飼養管理を完全ならしめると共に、壯馬には必要な鍛錬を加へ常に軍馬としての資質を具へさせるやうにし、また幼駒の育成調教を周到にし、その健全な發育を計ることになった。

尙ほこの制度では軍用保護馬の鍛錬に資し、併せて軍用馬の認識を普及徹底するため鍛錬競技を實施することとした。その實施に伴つて「地方競馬規則」に依る競馬は廢止され、民間多年の要望である地方競馬改善の趣旨に

外地及び満洲等に於ける馬政と緊密な協調を保ち、軍馬資源の培養並びに改良の促進に積極的援助を圖る。

力並びに持久力に富み、中等の體格の者が乗つて使役するのに便で、飼養管理の容易な軽型馬を生産するのを第一義とする。乗馬の生産は平時に於ける軍の需要を目標としてこれを制限し、繊細な瘠せた馬、特に精悍過ぎるもののが生産は嚴重に戒める。要するに今回の產馬方針の改正は、所謂国防用實役馬の生産を期することを眼目としてゐる。

馬の改良方針は「馬改良方針」及び「地域的役種別產馬方針」によつて定められてゐる。その概要是、地方の實情に即し地域的に役種別の產馬方針を確立すると共に、種馬を嚴選し、その配置と配合とを適正ならしめ、血液の調節と體型の整理に努め、役種特有の性能を具へる有能馬の造成を期するものである。

役種は從來通り乗馬、輓馬、小格輓馬、重輓馬の四種であるが、乘馬は從來は輕乗馬、重乗馬の兩役種に分れ、その血種は輕乗馬ではアラブ、アングロアラブ、アラブ系種、重乗馬ではアングロノルマン、アングロノルマン、中半血種としてゐたが、今回陸軍の要望に依つて、重乗馬の役種別を廢止し、血種をアングロノルマン、アン

四 馬の生産と改良  
蓄殖に用ひられる牝馬と蓄殖技術とを最も有效に活用し、内地保有馬を維持した上、外地及び満洲等に對する援助に必要な馬の生産に努める。

役種は從來通り乗馬、輶馬、小格駕馬、重駕馬の四種であるが、乘馬は從來は輕乗馬、重乗馬の兩役種に分れ、その血種は輕乗馬ではアラブ、アンダロアラブ、アラブ系種、重乗馬ではアングロノルマン、アングロノルマン系種、中半血種としてゐたが、今回陸軍の要望に依つて輕重の役種別を廢止し、血種をアングロノルマン、アン

グローナン系種及び中半血種に統一した。輓馬、小格輓馬の血種は、輕半血種を除いた中間種であるが、これは軍の要望にも一致するので重輓馬と共に從前通りとした。

前述のやうに乗馬の重輕の役種を廢止し、輕種又は輕種系を認めることにしたが、乗馬の改良には輕種の血液も勿論必要であるから、種馬については、從来通り、中間種輕半血種を除いたもの)及び重種の外アラブ、サラブレッド、アンゴアラブ、アラブ系種、サラブレッド系種も認めたこととした。更に國家が種馬の登録制度を設け個體の選擇淘汰を嚴重にし、日本特有の種類固定の促進を圖ることになつてゐる。

地域的役種別產馬方針については從來と殆んど異なる所はないが、陸軍の要望等もあり特に左の事柄につき注意を喚起することとした。

(一) 輕種は乘型中間種の改良に必要な少數の種牡馬と、輕種自體の補充に必要な種馬の生産以外には必要がなくつたので、その生産は極めて限局し、從來輕種の生産をやつて來た地域に對しては、特にその生産を制限すると共に輕種の生産に必要な種牝馬以外は次の方針で進むことになつた。

従つて民有の種牡馬は同年度迄に逐次整理されるわけ

だが、乘型馬生産用種馬の整備は特に急を要するので、現在の種牡馬の内資質型格の充分でないものは、速かにこれを整理する方針である。また種牡馬については資質優良なものを生産地に保有するやう努力すると共に、資質の優良な種牝馬の飼養者に飼養奨励金を交付し、候補種馬の育成鍛錬施設を完備して資質の向上を圖り、優良候補種牝馬の飼養者に對しても保有または設置に關する奨勵金を交付する。このやうに種牡馬と種牝馬とを整備しその配合を統制するため新たに「種馬統制法」を制定せんとしてゐる。

「競馬法」に依る競馬は、馬の改良に必要な種馬の能力を検定し、種馬の取得を容易ならしめ、併せて馬事知識の普及を計るといふ趣旨の下に改善を加へた。  
尙ほ馬の生産増加を圖るために改善をしてゐる。  
性流産豫防施設の完備を圖ることにしてゐる。  
以上の如く産馬の方針は茲に一大變革を來すことになるが、その成果を直ちに期待することは勿論不可能なので、軍馬の購買方針も急激な變動を避け相當の猶豫期間を設ける必要がある。そこで大體次のやうな取扱にする

ことを陸軍と打合せた。

(一) 戰型部隊所要馬の生産に必要な種牡馬の國有は大體昭和十四年度以降五箇年に、その他の種牡馬は昭和二十年度迄に國有とし、統制配置すること。

(二) 生産地に於ける平時の明け二歳軍馬の購買は、地域的役種別產馬方針に準據するのを本旨とするが、この方針に基づく有能種牝馬の更新充實を見るまでは、單なる種牡馬の統制配置だけでは陸軍の要望する役種に對し、完全な型格を有するものを造成し得ない實情であるから、昭和二十一年迄の軍馬の購買は馬改良の進度に順應し、その後も暫くの間は種牝馬整備の程度に應じて適宜斟酌を加へること。

(三) 従來の輕乘馬產地で、軍用乘馬生産のため輕種種牡馬に、輕種種牡馬を種付けすることは、昭和十八年で終りとなり、以後は中間種乘馬の生産に移るのであるが、昭和十八年迄に種付けした輕乘馬の軍馬購買には左の經過期間を設ける。  
明け二歳馬は昭和二十年まで購買、明け三歳以上の馬は概ね昭和二十五年まで購買。

(四) 輕種の生産は、乘型中間種の改良上必要な種牡馬と輕種自體の補充に必要な種馬を得るのが目的で、これがため國有種牡馬は競馬法に依る競馬に出走し能力検定を経たものの中から選定する方針である。従つてサラブレッド系系統馬は概ね從

(イ) 輕種の種牝馬は特に優良なものを嚴選し、乘馬の改良に必要な種馬の生産を期すること。

(ロ) 従來輕種の生産に用ひた種牝馬で、資質の優良でないものは中間種種牡馬を配合し、乘馬又は小格輓馬の生産に努めること。

(二) 乘型馬の生産は平時に於ける軍の需要を充たすの目標として、制限する必要がある。従つて從來の重乗馬產地には、乘馬生産に支障のない限り輓馬の生産を認め、輓型種馬生産資源を活用すること。

(三) 軽種は輕種と同様に中間種の改良に必要なから、優良な種馬を造るため、重輓馬產地に指定された地域では特に優良な種馬を選定して生産する。優良でないものは漸次輓馬又は小格輓馬の生産に努め漸次生産を制限していくこと。

(四) 在來種は島嶼等の一部特殊地域に少數飼養されてゐるが、地方の事情に應じこれを存置しても差支へない。

以上は產馬の方針に關する概要であるが、この目的達成のためには、種馬の整理充實が最も緊要である。従つて今度の計畫では、種牡馬を特に政府に於て認可したもの以外は國有とするとした。種牡馬の國有は昭和二十年度迄に七千五百頭に達せしめる豫定で、内二千頭は國家が直接飼養する。

來の競走回数に留めるが、アラブ系統馬では明け二、三歳の候種牡馬の購買が中止されるからアラブ系抽籤馬の購買頭數を若干増加すること。

**五 馬の利用並びに馬事知識の普及**

馬資源の保持涵養を圖るため、馬の利用範囲の擴張と利用法の改善とに努めることは極めて緊要のことなので、これに必要な諸施設の完備と共に、今次事變の經驗に鑑み馬事教育の普及に努めることとした。

**六 有事の際に於ける軍馬の供給並びに産業の維持**

從來いはゆる馬の總動員計畫といふものはなかつたが、今次事變の經驗に鑑み有事の際に於ける軍馬の供給並びに産業維持のため、豫じめ基礎的調査を爲すと共に組織的計畫を樹立することとした。

尙ほ本計畫に於ては東亞に於ける馬政の振興に必要な科學的研究を行ふため、内地に馬に關する綜合研究機關を設ける方針である。

内地馬政計畫の概要是大體以上の通りである。この計畫に依つて、生産者は多年の要望である種馬國有の實

現、華殖牝馬保護施設の充實擴張等による生産費の低減、馬方針通りの馬を生産せねばならず、また國防用實役馬價額の安定など少からざる利益を受けることになる。

しかし一面、好むと好まぬとに拘らず、地域的役種別產馬方針通りの馬を生産せねばならず、また國防用實役馬生産方針に據り一部生産者が生産方針に變更を加へねばならぬ等の拘束を受けることとなる。

また育成者と使役者とは、軍用保護馬の制度によつて所有馬の資格又は價値を認定せられることとなり、しかも飼養の助成を仰ぎ、且つ諸施設の充實により所有馬の能力の向上を圖ることが出来る等といふ利益をうける。が、これに伴ひ各種義務の負擔を忍ばねばならぬこととなる。計畫所期の目的を達成するためには能く本計畫の意の存する所を諒とせられ、一致協力以て幾多の障礙を克服されんことをねがふ次第である。

(16)

## 海南島攻略戦の新展開

陸軍省海軍軍事普及部

海軍

支那事變が北支より中支に延び、更に南支に波及するや、皇軍の南支作戦はバイアス灘上陸後僅か旬日にして南支に於ける敵の牙城廣東を陥れ、海南島の運命もいよいよ迫る。とみられてゐたが、今や周到なる準備を以て、絶好の機を窺ひ海陸軍共同作戦のもとに神速果敢にも、二月十日未明支那南海の大島に堂々たる敵前上陸を敢行し、こゝに光輝ある我が南支作戦の戦史に一精彩を加ふるに至つた。

將に天祐とでもいはうか、九日夕刻頃迄南支那海一帯に吹きすんだ風波も止み、敵前上陸の準備は進められたのである。士氣昂揚たる近藤海軍中將の率ゐる南支海軍部隊は陸軍部隊を満載せる大輸送船團を護衛し、九日夜半闇夜を冒し忽然として海南島北西岸の澄邁灣に英姿を現はし

た。海陸の勇士は嚴肅な緊張裡に前面の敵地に向つて暗黒の中をたゞ見つめてゐたが、前進の發令あるや、今まで薄氣味悪いまでに静まり返つてゐた澄邁灣の波は俄かに騒ぎ立ち、忽ちにして遙か闇夜の彼方に綠三信號彈が青と白との星を曳いて中天高く上げられた時、正に十日黎明時、上陸成功的の信號であつたのである。かくして海南島の奇襲上陸は見事に成功し、狼狽する敵の抵抗を排除しつゝ猛進撃を開始した。

我が海軍航空隊は十日未明〇〇基地を出發し、同島上空に飛來するや、上陸部隊を援護しつゝ其の前進を誘導し、南渡江啟開作戦に協力し海口、瓊州、秀英砲臺其の他の軍事施設に果敢な猛爆を行ひ、陸上部隊は午前十時には秀英橋を占領、續いて瓊山縣城を屠り、正午頃には最大都市海口を完全に占據し日章旗を躉した。

(17)

これと同時に澄邁灣に於て陸軍部隊の上陸を援護した海軍各艦艇は引き続き午前八時過海口灣に突入し朝霧と複雑な海口港の水路を巧みに征服して海岸深く迫り、秀英砲臺に猛烈な砲火を浴びせた。敵は奇襲攻撃に狼狽したものの如く

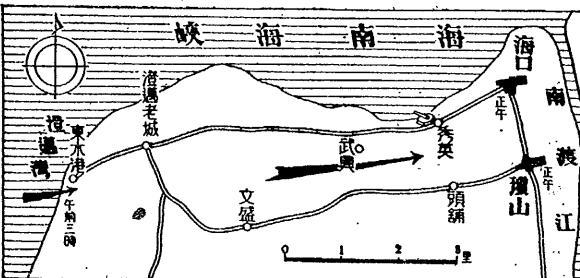
僅かに數發の迎射をしたが、空から海燕の急降下爆撃を受け其のまゝ沈黙してしまつた。其の機を逸せず海軍舟艇は南渡江デルタ地帯の水路を駆け出し、午後二時半海口に到達し潮の如く市街に突入した。こゝに於て海陸連絡完全に

海南島の抗日分子も我が新銳軍の堂々たる海陸空の立體的攻撃に萎縮したのか、全く戦意を喪失し、無抵抗無血の上陸成功と言つても過言でないだらう。上陸部隊は大日本軍司令官の名のもとに「我に對して抵抗するものは絶對に假借を許さず」の布告を發した。かゝる諸事が幸ひしたのかも、海南島民の抗日意識も次第に薄れゆき、我が機の澄邁溝南岸東水クリークに不時着に際しては、好意的救助作業に努め、戸毎には日章旗を掲げて我が軍に敬意を寄せに至つた。我が宣撫班も直ちに活動を開始し、海軍部隊は十一日紀元の佳節を迎へ海口市、長堤馬路の大時計臺前に

海南島は從來フランスと特殊關係にありと言はれてゐるが、帝國と諸外國との條約にも、支那と諸外國との條約にも、今次我が方の公正なる自衛行動を拘束する法的根據は何處にも存在しないのであつて、第三國の權益を尊重する我が軍のやり方にも照らしフランスをはじめ第三國は何等文句をいふ筋合はないのである。むしろ我が方の海南島占據は支那事變の終結を速かならしめることを考へれば、第三國は我が方の行動を邪魔せざるのみならず、我が方に協力することこそ眞に第三國の利益であつて、東亞恒久平和の確立に貢獻する意義深いものなることを確信する。

我が帝國としては、蔣介石政權が抗戰を續ける限りこれが脅威はなく迄繼續せねばならぬことは云ふまでもなく、一億同胞は此の海南島占據の吉報と共にいよ／＼舉國一致拳公の志を固めます／＼銃後の守を固くし、相携へて東亞新秩序建設の大業に邁進するの決心を新たにしなければならぬと思ふ。

紀元節の前日】一月十日、朝野久しきに亘る待望の<sup>たま</sup>海南



一敵情

一  
敵  
特

が駐屯してゐたのだが、昨年十月頃廣東方面に引上げ、その後は王毅の率ゐる保安隊一ヶ旅と自衛團十六ヶ中隊が全島の警備に當つてゐた。保安隊の主力は瓊山、海口附近に位置し、その編制、裝備もかなり良好である。自衛團は各縣毎に一ヶ中隊ばかりのものが配置せられ治安の維持に從事してゐた。

集合し、感激の遙拜式を舉行、旭日の軍艦旗は鬪鶴として翻つた。  
海南島北部の攻略戦が擴大と共に、海軍部隊は二月十四日周密作戦のもとに島南部三亞港附近の奇襲上陸に成功し、陸戦隊は暑熱を冒して猛撃を續け、太田、井上部隊は正午榆林方面を占領確保し、更に前進中の中瀬、加藤部隊は十五日午前〇時屋縣城を占據するに至り、炎天に屈せず殘敵掃蕩の快進撃を續けてゐる。

(1)





則中には防空上必要と認められる都市に於ては、隣家と相接して木造家屋を新築する場合には、必ず、あとに述べる趣旨の防火処理を爲さしめる旨の規定が設けられてゐる。

なほ、またこれら特殊都市に於ける既存の木造家屋に對しては、國庫補助に依つて建物の外周の防火的改修を爲さしめるため、目下第七十四議會で審議中の昭和十一年度豫算にはその所要費が計上されており、これによつて急速に實現を聞こととなつてゐるのである。

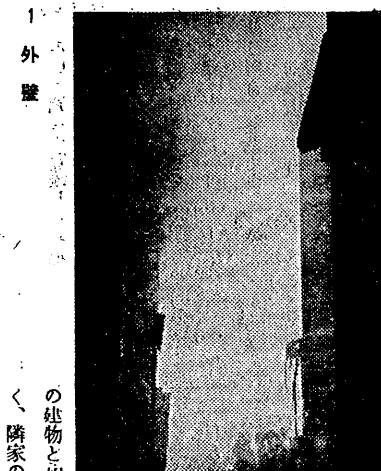
……二……  
では木造家屋の防火的改修はどうな風にやつたらしいかといふことになるが、隣家からの延焼防止最も大切なのは直接火燐が吹きつける外壁及び其の部分にある窓、出入口等であり、次に火の燃えつき易い軒庇の類、屋根等である。

以下これらを防火的にする方法を順次述べてみよう。

都市の建物は何等かの防火處置を施されば隣家の火災に對し容易に類焼する状態にあるわけである。これ

に於見下の左をどうすれば比較的簡単で防火的に爲し得るがと

いふと、普通の木材の下見板のかほりに左に掲げるような材料のどれかで壁面を改裝するのが適當である。但しこの場合隣家



の建物と相應する壁面の改修だけでは

隣家の壁面と直角な面でも隣地との境から近い距離にあるものは同様に改修を施さねばならない。

(イ) 厚さ一センチメートル以上の鐵網積を占める。普通の木材の下見板張の外

内でもこの外壁の部分が最も大きな面積を占める。普通の木材の下見板張の外

壁が、隣家の火災に依つて延焼しないためモルタル塗りこの方法は一般に商店等

に普通の風の場合を考へても十メートルの前面によく用ひられてゐるが、隣から

止に設立つ。この場合破裂の入らぬや

う塗り方には十分注意を拂ふ必要があ

た材料を用ひる程度でも、かなりの效果を收めることが出来る。

(ロ) 厚さ一センチメートル以上の耐火木材張り——耐火木材といふのは木材の芯まで耐火漆を沁み込ませて火に通つても焰を出して燃えあがらぬやうにしたも

ので、張り方は大體普通の下見板張と同様で差支へないが、張り方に注意して隙間のないやうにし、節穴を塞ぐことを忘れてはならぬ。また、耐火木材といつても、火燐が吹きつけたり、強い熱を受けたりすればその部分が黒くこげて反ることもあるから、それに因つて大きな隙間等が出来ぬやうに餘裕をつけて重ねて置くべきである。

ある(但し隣同志が互にその外壁を改修)  
した場合が最小二センチメートルであつ  
て、一方のみの場合はそれ以上を要す  
る。この場合塗り方に注意して小さな  
穴でも塗り残しのないやうにせぬと、そ  
こから焰が入つて内部に燃えひろがる危  
険が十分にある。

(ロ) 厚さ一センチメートル以上の耐火

木材張り——耐火木材といふのは木材の芯まで耐火漆を沁み込ませて火に通つて

も焰を出して燃えあがらぬやうにしたも

ので、張り方は大體普通の下見板張と同

様で差支へないが、張り方に注意して隙間のないやうにし、節穴を塞ぐことを

忘れてはならぬ。また、耐火木材といつても、火燐が吹きつけたり、強い熱を受けたりすればその部分が黒くこげて反ることもあるから、それに因つて大きな隙間等が出来ぬやうに餘裕をつけて重ねて置くべきである。

(ハ) 厚さ一センチメートル以上の塗  
壁——關西方面の町家で多く用ひられて  
いる塗家の構造柱を塗り込んだもので  
ある。塗家の厚さを一センチメートル  
以上とすることに依つて或る程度の延焼  
防止に役立つ。この場合破裂の入らぬや  
う塗り方には十分注意を拂ふ必要があ  
る。

(ニ) 木部と適當に隔離した石綿スレ  
ト張り——石綿スレート  
は右に言つた三者に較べ  
て少し高價ではあるが既  
成品を取付ければよいの  
で手間は割合に簡単であ  
る。たゞ前者にくらべ  
て熱を傳へ易い缺點がある  
から、羽目板、桐株等の  
木部に直接取付けない  
で、耐火木材とかその他適當なびひもの  
の厚さは距離に依つては少し薄くしても  
差支へがない。併し都心には外壁が互に  
を間に入れて、木部と離して置くことが



(モルタルモ) 燃えあがらぬ塗り方左

が入ることのないやうに十分注意する必要がある。又霧除、此等はトタン、耐火木材等の燃え難い材料で簡単に作ることは出来ることからこの方法に依るのがよい。

4 屋根

市街地で草葺等の屋根が禁止されるることは改めていふまでもないが、瓦葺、トタン葺の屋根でもその下地——所謂野地が燃え易いものであれば軒裏に吹きつけた焰は軒先から屋根の面をなめるから、其の部分の屋根をトタン板等の熱を傳へ易い材料で葺いてあるものは、野地との間に鐵網モルタル、耐火木材等不燃性の熱遮断材を適當な厚さに挿入する必要がある。この方法を施すべき範圍は隣家との境界線から五メートル位までが必要であるが、その中でも二・五メートル以内の部分は相當しつかりしたものとし、距離が遠い場合にはその厚さを少し減らしても差支へない。

× × ×

○耐火木材または鐵製の枠に網入ガラスを入れたもの

○簡易な土蔵扉

右の構造の扉を設ける外に、いつれの外壁と同時に考へねばならぬのは隣家と接近する部分の窓、縁側、出入口等の開口部である。一般開口部の防火的構造は外壁よりも施工が難しい上に、わが國の家屋は概して開口部が多いからこの開口部に関する考慮も重要な問題となつて来る。その方法の要領は明け放しにせず

雨戸、扉の類を設けることで、しかもその雨戸、扉等の構造は左に掲げるものか、またはこれに準ずる防火的のものであることを必要とする。

○耐火木材のもの

○耐火木材または鐵製の枠にトタンを

密着したやうな家が多いから、そのやうに極く接近した部分の外壁を改修する場合には出来るだけ壁を厚くするとか、また隣家が燃え落ちたとき外壁に割裂の入らぬやう工夫するとか、その他施工上には十分の注意を拂はねばならない。

2 窓、出入口など

○耐火木材または鐵製の枠に「石綿スレート」を張つたもの

○耐火木材または鐵製の枠に網入ガラスを入れたもの

○簡易な土蔵扉

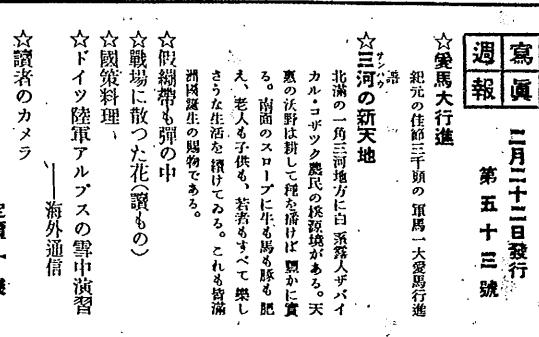
張つたもの

○耐火木材または鐵製の枠に「石綿ス

レート」を張つたもの

スを入れたもの

今後とも各方面に該種の対策を講じ、



に隣家に面した部分には出来るだけ開口部を設けないやうにし、設ける場合にもなるべく小さなものとした上、右に述べたやうな方法を探ることが必要である。極く近接した家の隣家に面した開口部は採光上の價値も極めて少いから、衛生上支障がない以上これをつぶして、換気は場合に於ても忘れてならないことは扉の周囲的部分に對する注意である。せつかく防火的な扉があつても、その周囲が燃え易いもので出来てゐたのでは全然效果がないのであつて、開口部周囲の構造も外壁に準じた注意が必要である。また空襲時に扉を開放しておいたのでは何の役にも立たないからこの點も抜かりの無いやうに常に訓練しておくことが必要である。既存の建物については以上の方法で開口部を防火的に改修することに止めるのが最も効果的である。ただしこれは外壁の他の適當な方法に依つた方がよいと考へられる。

3 軒、庇など

火災延焼の點からいへば軒先、軒裏、庇等の部分が最も危険性が大きく工事施行に困難な場合が多い。

その防火的改修の方法としては外壁の軒先、軒裏、庇等の部分が最も危険性が大きく工事施行に困難な場合が多い。

既存の建物については以上の方法で開

口部を防火的に改修することに止めるのが最も効果と認められるが、その施工に當つては少しの隙間も無いやうに入念に

包まねばならぬ。軒裏、庇等の部分は隣家の火災の際、最も焰が猛烈に吹きつけたてる場合には隣家と隣接した部分、特

右の構造の扉を設ける外に、いつれの場合に於ても忘れてならないことは扉の周囲的部分に對する注意である。せつかく防火的な扉があつても、その周囲が燃え易いもので出来てゐたのでは全然效果がないのであつて、開口部周囲の構造も外壁に準じた注意が必要である。また空襲時に扉を開放しておいたのでは何の役にも立たないからこの點も抜かりの無いやうに常に訓練しておくことが必要である。既存の建物については以上の方法で開口部を防火的に改修することに止めるのが最も効果的である。ただしこれは外壁の他の適當な方法に依つた方がよいと考へられる。

3 軒、庇など

火災延焼の點からいへば軒先、軒裏、庇等の部分が最も危険性が大きく工事施行に困難な場合が多い。

その防火的改修の方法としては外壁の軒先、軒裏、庇等の部分が最も危険性が大きく工事施行に困難な場合が多い。

既存の建物については以上の方法で開

口部を防火的に改修することに止めるのが最も効果と認められるが、その施工に當つては少しの隙間も無いやうに入念に

包まねばならぬ。軒裏、庇等の部分は隣

家の火災の際、最も焰が猛烈に吹きつけたてる場合には隣家と隣接した部分、特



## 海南島攻略の反響

外務省情報部

去る二月十日、突如として敢行された南支海南島に對する我が奇襲作戦は、昨年十月の廣東攻略にも増して、蔣介石政權に對して多大の打撃を與へ、同時に世界各国に對しても非常な衝動を與へたのであつた。

而して、海南島攻略の目的とするところは、同日、我が外務省情報部長談として、内外新聞通信に發表されたやうに「海南島は目下支那軍の重要作戦地帯で、従つて支那軍力を掃蕩する」のにあつたのであるから、支那やフランスの一部の新聞が、日佛協約の違反であると批評してゐるのは、もとより常らないところである。

即ち、「明治四十年（一九〇七年）日佛協約締結當時は、支那は半身不隨時代で治安維持の能力を缺き、そのため日佛兩國の支那との接壤近隣地帯の不安動搖を防止する

の見地から、相互支持を約したものであるが」今次の支那事變によつて惹き起された事態は「日佛協約に豫見された協約兩國の相平互保問題とは全然別個の問題である」から、従つて「一八九七年の海南島不割譲に對する佛支間の交換公文は、兩國の問題で何等日本を拘束するものではない」とは勿論である。

然し、我が海南島攻略の報が全世界に傳へられるや、英佛を初め支那問題に利害を持つてゐる各國は、或ひは驚き、或ひは憤慨し、或ひは憂へ、各國各様の反響を現はしてゐるのであるが、各國が重大視してゐる點は、日本が海南島を永久に占領してしまひはせぬかといふことと、日本が海南島を占領することは、英佛その他の米諸國の南支方面に於ける立場を脅威し、日本が太平洋に於ける優勢な地位を占めるであらうといふ懸念である。

なほ、海南島を日本が占領したことに対する敵対的態度に出る

(28)

であらうといふ觀測が一般に行はれてゐるが、然し、今日の緊迫した歐洲の情勢から見て、結局は何等強硬な手段には出られないであらうといふことに、大體一致した結論を下してゐるやうである。

II

海南島の攻略は、意表に出でた巧妙な奇襲作戦であつたので、蔣介石政權の狼狽は非常なものであつた。殊に、西南方面からの武器輸送が脅威されて、抗日作戦の上に大きな打撃を受けることを惧れてゐるのであるが、蔣介石は十一日、外國新聞記者に對して「日本軍の海南島占領は抗戦には重大な影響はない」と強いて平靜を表ひ、「日本軍の海南島上陸は、横東の海上情勢から觀察すれば、その意義と影響は極めて重大である。元來、同島は太平洋と印度洋との間の戰略上の重點で、敵軍がもし同島を占領すれば、香港とシンガポールとの交通は完全に遮断されると共に、シンガポールと滄洲との連絡も切斷され、その上にフィリピンもまたその控制の下に置かれ、更に直接安南を脅威し、太平洋の海上權を完全に制御する端緒を開くことになる」と、しまりに英米佛等に對する脅威を強調して、それらの諸國が日本に對して強硬な手段に出ることを期待して

る。また、上海や香港等に於ける抗日系漢字紙や英字紙等の輸送を防止する目的であると批評し、佛領や英領各地に脅威を與へるものと論じ、日佛協約の違反であると非難

し、軍事上の重要性は乏しいと強辯すると共に、英佛がらも、同島の占領によつて佛領印度支那をおびやかし、武器の輸送を防止することを目的であると批評し、佛領や英領各地に脅威を與へると歩調を合はせて、人心の動搖を抑へようとしてゐるのである。

III

支那の新聞がしきりに日佛協約違反だと騒いでゐるにも拘らず、當のフランスに於ては、日佛協約を問題としてゐる新聞も二三はあるが、我が海軍當局が印度支那を侵すの意見はないと言明したことなどが傳へられ、占領の目的が支那と外界との連絡の遮断のためであると解釋されてゐるので、かへつて、作戦上の必要から一時的に占領したのならば條約違反とはならないとか、フランスは反対する根據がないとか、或ひは條約上抗議する根據は薄弱であるとい

(29)

ふ議論を掲げてゐるものが多いのである。

フランスとして最も重大視してゐる點は、海南島の占領が永久的なものであるか否かといふところにあるやうであるが、これに對してフランスとして執るべき措置については、もはや如何とも爲し難いが今後はます／＼警戒を要するとしてぞり、それ程強硬論は見當らず、いつれもイギリスにも重大な關係のあることを指摘して、英佛兩國が共同して外交的措置をとるであらうと觀測し、またアメリカとも協力すべしと主張してゐるものもあり、諸説紛々たる有様であるが、一般に論調は消極的である。

なほ、日本が海南島を占領した原因について、印度支那政廳が中央の命に服せず、蔣介石援助を遣つたためであるから、今後更に恐るべき事態を招かぬやうに、印度支那政廳の態度を改めさせる必要があると警告してゐるものや、アグレマン問題と無關係ではないといふ反省的な論評の現はれてゐることは注目を惹いてゐる。

なほ、日本は事前に獨伊兩國に通報したが、フランスには

通報しなかつたといふやうな突飛な議論もあるが、これは殆んど各新聞が舉つて日獨伊の三國が、東西相呼應して防共軸を活用させてゐると書いてゐることによつて窺はれるやうに、日獨伊三國の提携に對する反感の表はれと見る。

べきものであり、しかもそれが相當深刻なものであることを示してゐるのである。

#### 四

フランスに次いで最大の關心を持つてゐるイギリスも、これまで興奮した態度を示してをらず、タイムズの外交記者も、海南島が佛領印度支那及び廣州灣租借地に對して形勝の地位を占めてゐる事實に鑑み、英佛兩國政府の關心事であるが、同島に對して領土的野心を有せずといふ日本の聲明と對照して検討すべきであると述べ、やはりフランスと同じく、同島の占領が永久的であるか否かといふ點に重大な關心を持つてゐることをほのめかしてゐる。

また、同島の占領が獨伊と相談の上で行はれたかどうかは不明であるが、これが對策を執るとすれば英佛協議の上であらうと見てぞり、更に、日本の海南島占領は佛領印度支那に對する脅威であるが、フランスとしては本國の防備が最大の財政的負擔となつてゐる今日、極東に於ける軍事行動の如きは問題とならず、結局イギリスに頼るの他はないと述べてゐる。

なほ、海南島に近いシンガポールあたりでは、日本は将来、海南島を太平洋作戦の據點とする目的であるといふやうな議論が現れてゐる。海南島は臺灣より遠く、しかも日本政府がアメリカとの紛争を極力避けるやうに努力してゐることに鑑みて、日本間の問題とはならないといふ論評を掲げてゐる新聞もあり、支那側が宣傳してゐるやうに、大して脅威を感じてゐないのである。

(30)

下のところ現はれてゐない。  
殊に、フィリピンに於ては、海南島の占領は、單に事變が南方に發展したといふことを意味するに過ぎない。これによつて日佛間の抗争を深刻化する原因とはなるだらうが、フィリピンの獨立問題には影響を及ぼすものではない。海南島は臺灣より遠く、しかも日本政府がアメリカとの紛争を極力避けるやうに努力してゐることに鑑みて、日本間の問題とはならないといふ論評を掲げてゐる新聞もあり、支那側が宣傳してゐるやうに、大して脅威を感じてゐないのである。

また、佛領印度支那の現地に於ては、日本を非難し、相當脅威を感じてゐるやうな模様であるが、蘭領印度諸島各地に於ても、英米佛の利益を侵害するものであるとの議論はあるが、事實の問題としてはさほどの影響はなく、しかも、英佛から抗議が出るであらうけれども、歐洲に於て多事なる今日、その抗議も強硬なものであるかどうか疑はしいと諦めてぞり、一般に大きな衝動を受けてはゐるが、如何とも爲し難いので、議論をしても無益であるといふ消極的な態度が窺はれるのである。

(31)

うな猶推もあり、日本は全島を保有することが出来るならば、極めて寛大な和平條件で支那に對し得るであらうといふ穿ち過ぎた論評もあるが、論調はいづれも消極的である。また、濱洲の新聞の如きは「海南島の占領は、日本による太平洋制覇への端緒であるといふ蔣介石の不吉な警告は、外交的に誇張を含んでゐ」と、蔣介石が十一日に外國新聞記者に述べたところの英米佛の日本に対する干渉誘導策に對して一矢を酬いてゐるのであるが、然し、もし永久的占領ならば太平洋上の勢力均衡に對する影響は無視出来ないと警戒的の態度を示してゐるのである。

#### 五

アメリカに於ては、フィリピン島に關する限り、アメリカに取つても決して輕視することの出來ない重大な問題であると、相當な關心を持つてゐることを示し、日本には蔣政權を屈服せしめる手段以外に、遙かに重大な意圖が潜んでゐるといふ疑問は相當深いやうである。著名な評論家ウォルターリップマンの如きも、支那事變中の單なる一つの出来事とみなすことは出來ないと論じてゐるのであるが、然し、直接アメリカに關係ある問題として、政府に對して何等かの措置に出るやうなことを懲りしてゐる議論は、目

## 露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書だより

◇大日本外交文書(外務省調査部編) 外務省  
調査部に於て明治以来のすべての外交公文書、山積深い門外不出の秘藏圖書。その他の記録秘文書を整理集成したもの。種々の情報資料や往復訓令あるひは各國政府との往復公文書などすべてをおさむ。最新刊はその第四卷(自明治四年一月至同年十二月)で、主な内容は左の如くである。

岩井特命全權大統領各國訪問に関する問題、朝鮮との通交問題、耶蘇教徒の浸信問題、出稼人召還に関する件、英蘭船艦の日本沿岸測量に関する件に關する件、英國船艦の日本沿岸測量に関する問題等、第一回(前金)、二回(四十錢)、三回(四十錢)、四回(四十錢)、五回(四十錢)、六回(四十錢)、七回(四十錢)、八回(四十錢)。

◇時局下に於ける學生(國民精神總動員中央聯盟編) 同聯盟が、學生生徒の時局に關する認識を深める目的で全國の大學生門學校の學生から募集した論文のうち、入選したものの三篇をおさむ。(一部八錢、送料二錢)

◇我が時經濟を論す(同右) 同様の趣旨で募集した論文のうち入選したもの。(一部十錢、送料二錢)

右兩書とも現下時局下に於ける學生の眞

趣味があふれ興味ある讀物である。(發行、東京市神田区小川町三ノ八百  
文部省推薦圖書紹介

◇キュリー夫人傳エーヴ・キュリー著 川口篤  
その他譯 ラヂウム發見で世界的に名高いキュリー夫人の傳記をその愛娘のエーヴ  
が著したもの。夫人がワルツーの教授の娘として生れてから、貧しい生活の中にあっても孜々として勉強に餘念なく、後バリの大學に進んでからビエル・キュリーの妻となつてその指導をうけて、科學の世界に精進し、ついにラヂウムの發見に至るまでの偉大な夫人の一生の物語である。それは單なる冷たい科學者の一生ではなく、聰明な娘であり良妻であり慈母であった上に

科学的真理の探求者であつた世にも稀な偉大な女性の一生の物語である。學問的探求と、祖國への奉仕と、人類の福祉増進への欲求と、これらが夫人にあつては渾然と調和し、讀む者をして大きな感激を覚えさせ

意注御	申込所	定價	週報
内閣印刷局發行課	全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 各書店・書齋	一部 一回二十錢 二回四十錢 (要不料送)	昭和十四年三月二十二日印 刷行 編 著 内閣 情報 部 東京市神田区小川町三ノ八百 内閣 印刷 局 東京市神田区大手町 東京市神田区大手町

(四六利六五〇頁 発行、東京市神田区小川町三ノ八百  
水社、價一圓八十錢、送料十四錢)

露光量違いにより重複撮影

官廳絵葉図書だより		文部省推薦圖書紹介	
<b>大日本外交文書外務省調査部編</b> 外務省 調査部に於て明治以来のすべての外交公文 書、山野洋一門外不出の絶版圖書。その他 の記録、秘文書が整理集成したもの。種々の 情報資料や往復函をもるひは各國政府と の往復公文書等をすべてを記す。最新刊 はその第四卷 自明治四年一月至同年十二 月二二、上巻内容は左の如くである。		<b>キュリー夫人傳</b> ハーヴ・キュリー著、川口篤 著として世界的に名高いキュリー夫人の傳記をその愛娘のエーヴ 娘として生れてから、貧しい生活の中にあ つても孜々として勉強に餘念なく、後ハリ の大学に進んでからビョール・キュリーの 妻となつてその指導をうけて、科学の世界 に精進し、ついにラヂウムの發見に至るま での偉大な夫人の一生の物語である。それ は單なる冷たい科學者の一生ではなく、聰 明な娘であり眞妻であり慈母であつた上に 科學的眞理の探求者であつた世にも稀な偉 大な女性の一生の物語である。學問的探求 と、祖国への奉仕と、人類の福祉増進への 欲求と、これらが夫人にあつては渾然と調 和し、讀む者をして大きな感激を覺えさせ る。	
東京市麹町区御茶ノ水、国民精神運動員中央監修	東京市麹町区御茶ノ水、内閣官房内閣印刷局	昭和十四年二月二十日開設行 開幕者 内閣情報報部	週報
本社、値五百六十錢、送料十四錢	東京市麹町区御茶ノ水、内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局
日本郵政会社定額郵便、逓信五九八 時局下に於ける學生、國民精神運動員中央監修	東京市麹町区御茶ノ水、内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局
同様に、學生、國民精神運動員中央監修	東京市麹町区御茶ノ水、内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局
の學生から募集した論文のうち、入選した もの三篇をおさむ。(一部入選者一部まで) ま た、我が戦時經濟を論ず(同右) 同様の趣旨で 募集して論文のうち入選したもの。(一部入 選者、一部まで)	東京市麹町区御茶ノ水、内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局
右兩書とも現下時局下に於ける學生の真	東京市麹町区御茶ノ水、内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局	印刷者 内閣印刷局

(32)



週

報

昭和十四年十月一日第一回発行  
（毎週一回水曜日発行）

内閣印刷局印刷發行



(判LA5)格規定國はさ大の書本)